

業務仕様書

1. 件名

令和3年度レンタカー借上契約

2. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

3. 目的

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が、福島県内等において業務を遂行する際に、目的地へ円滑に移動するために、機構にレンタカーを支障なく適正な価格で提供を行うことを目的とする。

4. 実施内容

機構職員が利用するレンタカーの借上。対象は、機構職員が出張等で利用する場合とする。

(1) レンタカーの利用車種及び利用条件は、以下のとおりとする。

ア 利用する車両等に係る条件等

① 利用する車両は、その都度機構職員が指定する以下のクラスの車種であり、利用開始時点で初度登録から4年を経過していない車両とする。

なお、やむを得ない事情により機構職員が指定したクラスの車両が提供できない場合は、指定したクラスの車両と同じ料金にて指定したクラス以上の車両を提供するものとする。

- ・ 乗用車 1,000cc 以上～1,500cc 未満クラスの車種 … (A)
- ・ 乗用車 2,000cc 以上～クラス (ワンボックス型ワゴン) の車種 … (B)

② 装備品等は以下のとおりとする。

- ・ パワーステアリング
- ・ パワーウィンドウ (運転席)
- ・ 運転席及び助手席 S R S エアバッグ
- ・ アンチロックブレーキシステム (A B S)
- ・ 電磁式ドアロック (集中ドアロック)
- ・ 熱線リアウィンドウ
- ・ エアコン
- ・ シートベルト (全席装着可能)
- ・ カーナビゲーション
- ・ E T C 装置
- ・ バックカメラ

③ 冬期間の装備等は以下のとおりとする。

- ・ 使用者の求めに応じ、ワイパーをスノーブレードに、タイヤをスタッドレスタ

イヤに交換するものとする。

- ・ 使用者の求めに応じ、同クラスの4WD車とする。
- ・ 車両にスノーブラシを装備するものとする。

④ その他

- ・ 契約期間中、必要に応じて点検等（オイル交換を含む。）を行うものとする。その際には同等の代車を用意し、レンタカーの利用に支障が生じないように配慮すること。
- ・ 使用者の求めに応じて、営業所等にてウォッシャー液及びバッテリー液を補充するものとする。

(2) 利用時間及び利用料金（単価）は、以下のとおりとする。

- ① 12時間レンタル・24時間レンタル・マンスリー（1カ月）レンタルの3種類の利用区分を設け、利用する車種、利用区分毎に単価を定めるものとする。
- ② 超過料金については、1時間毎の単価を定め、それぞれの利用区分単価と比較して安価な方を適用する。（例：12時間のレンタル料金+3時間超過料金が24時間レンタル料金を超える場合は、24時間レンタル料金を適用する。）
- ③ 利用期間の途中で返却し利用区分の時間等に満たない場合は、利用時間に応じた利用区分の単価（超過料金単価を含む。）を用いて、料金を計算した額と当初登録した利用区分の額を比較し、安価な方を適用する。
- ④ 単価には、保険・補償料、免責補償料、4.（1）②～④に係る条件及び免責保証制度への加入料を含めるものとする。

(3) 4.（2）④の保険・補償の範囲は、利用する車両1台当たり次の内容のもの、又は相当の内容が含まれるものとする。

- ① 対人補償 1名につき無制限
- ② 対物補償 1事故につき無制限
- ③ 車両補償 1事故につき車両時価額まで
- ④ 人身傷害補償 1名につき3,000万円まで

(4) 事故による車両の修理期間中に同等の代車を補償すること

(5) 利用地域については主に福島県内での利用を想定している。なお、東京電力福島第一原子力発電所事故のため原子力災害対策本部が決定した避難指示区域においても利用可能であること。

(6) 上記のほか、利用に関する事項及び別途かかる料金は、契約を締結する者が定める約款等に基づくほか、記載されていない事項又は疑義が生じた場合は協議の上これを定める。

5. 必要な営業区域、営業

福島県内における主要な公共交通機関の駅等（福島駅、いわき駅、及び郡山駅は必須とする。）の最寄りに営業所が所在すること。

6. 予定利用件数

契約期間中における予定利用件数（1か月当たり）は以下のとおり。なお、予定利用件数は、実施の利用状況に応じて変動する。

- ① 12時間レンタル（A）：2件、（B）：1件
- ② 24時間レンタル（A）：1件、（B）：1件
- ③ マンスリー（1か月）レンタル（A）：6件

7. 利用方法

利用開始日までに、日程、利用時間、利用する機構役職員の氏名等をメール、電話等により登録し、利用当日に営業所へ出向き、借り受けることとする。返却は、借り上げた営業所又は乗り捨てにより他の営業所へ返却する。乗り捨てをする場合は、登録時にあわせて申し込む。

なお、利用した車両の放射線量が放射線物質除染スクリーニングレベルの基準値（13,000cpm）を超過している場合には、機構の負担により基準値以下となるまで除染した上で返却するものとする。

8. 請求方法

請求期間は1か月単位とし、毎月末日を締日とする。支払は機構から振込で行うので、請求書は機構廃炉総括グループへ翌月10日までに送付すること。送付先は10.のとおりとする。

9. 請求額

4.（2）の利用料金とは別途に乗捨料金、その他サービス等の料金がかかる場合は、それを請求額に含める。

10. 機構の所在地、請求書送付先（グループ・担当名）

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

送付先：原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「令和3年度レンタカー借上契約」担当宛

以上